

第3 政策効果の把握の結果

1 目標の達成状況についての評価

(要旨)

(第2次基本計画の目標の達成状況についての評価)

第2次基本計画（平成23年度から27年度）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される（この評価の結果は、内閣府が平成26年8月に実施した政策評価の結果と同じである。）。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。

(目標の設定に関する考察)

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられた。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。
- ② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。
 - (a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている（都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。）。
 - (b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から

13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。

- (c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げて、国の目標値を達成することができないものとなっている。

(1) 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価

第2次基本計画（平成23年度～27年度）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている（前述第2の2(1)ウ参照）。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績（注）で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、図表1-①のとおり、一部の測定指標で目標が達成されなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要すると考えられるため、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される。

（注）一部未把握のものは過年度実績による。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較して数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。

なお、内閣府は、平成26年8月に実施した政策評価（「平成25年度実施施策に係る政策評価書」内閣府25-45（政策12-施策⑤））において、第2次基本計画の基準値と計画期間3年目の測定値とを比較し、食育の総合的推進は「進展が大きくない」と評価している。

図表1-① 第2次基本計画における目標値と測定値

目 標	基準値 (22年度)	目標値 (27年度)	測定値 (26年度)	達成 状況
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	70.5%	90%以上	68.7%	×
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	週9回	週10回以上	週10回	○
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少	i) 子ども1.6% (19年度) ii) 20～30歳代 男性 28.7% (20年度)	i) 0% ii) 15%以下	i) 1.5% (22年度) ii) 28.2% (25年度)	△
④ 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加	i) 地場産物 26.1% (21年度) ii) 国内産 77% (24年度)	i) 30%以上 ii) 80%以上	i) 25.8% (25年度) ii) 77% (25年度)	×
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	50.2% (21年度)	60%以上	52.7%	△
⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	41.5%	50%以上	42.1%	△
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	70.2%	80%以上	71.6%	△
⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	34.5万人 (21年度)	37万人以上	33.9万人	×
⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	27%	30%以上	33%	○
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	37.4%	90%以上	70.1%	△
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	40%	100%	76.0%	△

(注) 1 食育白書に基づき当省が作成した。

2 「達成状況」欄は、測定値が目標値を達成している場合に「○」、目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している場合に「△」、基準値と比較して数値が悪化している場合に「×」を付した。

なお、食育基本法では、第2条から第8条に7つの基本理念が示されており、第9条において、国は、これらの基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされている。これらの基本理念と第1次基本計画及び第2次基本計画における目標との関係を見ると、食育基本法の施行から10年が経過してなお、法律の基本理念の中には、例えば、食に関する感謝の念（第3条）、伝統的な食文化（第7条）、環境と調和した生産と消費（第7条）等に関する目標等その設定が行われていないものがある。食育を国民運動として推進する観点からは、目標の開発に努めるほか、目標を設定しない理由を説明

することが望まれる。

(2) 目標の設定に関する考察

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられた。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない（前述第2の2(2)参照）。
- ② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる（図表1-②及び図表1-③参照）。

(a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れている場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている。

調査した都道府県の半数以上が設定していない目標は、「②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」が14都道府県（51.9%）、「⑦よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加」が17都道府県（62.9%）、「⑧食育の推進に関わるボランティアの数の増加」が14都道府県（51.9%）、「⑩食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」が23都道府県（85.2%）である。

特に、「⑩食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」については、複数の都道府県が、目標として取り入れない理由に、目標に関するデータを保有していないことや「食品の安全性」の定義が曖昧であることを挙げている。

(b) 「⑤栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「⑥内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、これらの目標に代え、自らが県民健康・栄養調査等で把握したデータを基に設定した健康増進法に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。

例えば、「⑤栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」については、11都道府県が、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合、食塩摂取量、野菜摂取量、果物摂取量等を指標としている。また、「⑥内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、13都道府県が、肥満者・肥満傾向児の割合、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合等を指標としている。

(c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあ

るため、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができない目標が生じている。

例えば、「③朝食を欠食する国民の割合の減少（子ども）」は、国の目標値は欠食率0%となっているが、7都道府県が、欠食率を「1%未満」から7%に設定している。

図表 1-② 調査した 27 都道府県における都道府県食育推進計画の目標設定状況（その 1）

第 2 次基本計画の目標	左の目標を設定	うち、国と異なる目標値を設定	左に類似の目標を設定	左の目標を未設定
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	14	4	0	13 (48.1%)
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	13	1	0	14 (51.9%)
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少（子ども）	26	7	0	1 (3.7%)
④ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加	25	5	0	2 (7.4%)
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	12	5	11	4 (14.8%)
⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	7	1	13	7 (25.9%)
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	9	1	1	17 (63.0%)
⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	11	0	2	14 (51.9%)
⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	5	2	10	12 (44.4%)
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	1	0	3	23 (85.2%)
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	20	1	0	7 (25.9%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査対象 27 都道府県を母数とした場合の割合である。

3 「③朝食を欠食する国民の割合の減少」は、子どもに関する目標について記載し、20 歳代から 30 歳代男性に関する目標については記載していない。

4 第 2 次基本計画の目標のうち「学校給食における国産の食材を使用する割合の増加」は、平成 25 年 12 月に追加されたものであるため記載していない。

図表 1-③ 調査した 27 都道府県における都道府県食育推進計画の目標設定状況（その 2）

第 2 次基本計画の目標 (目標値)	国と異なる目標値	主な類似目標 (指標)	主な未設定理由
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加 (90%以上)	○95%以上 (1) ○85%以上 (1) ○70%以上 (1) ○65%以上 (1)	—	○県が目標に関するデータを保有していないため (4) ○既に目標を達成して

第2次基本計画の目標 (目標値)	国と異なる目標値	主な類似目標 (指標)	主な未設定理由
			いるため (3)
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (週10回以上)	○週12回以上 (1)	—	○共働き家庭の事情を考慮する必要があるため (3) ○県が目標に関するデータを保有していないため (3) ○実効性のある対策を準備できていないため (1)
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少 (子どもの欠食率0%)	○小学生1%未満 (1) ○小学生1% (1) ○小学5年生1%(1) ○小学6年生2% (1) ○小学6年生4.2% (1) ○小学6年生7% (2)	—	○「都道府県健康増進計画」に目標を置いているため (1)
④ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加 (30%以上)	○50% (1) ○45% (1) ○35% (2) ○28% (1)	—	○都市部で国の目標を達成することは困難なため (1) ○第1次の食育推進計画の段階で目標を達成したため (1)
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加 (60%以上)	○80% (2) ○70% (1) ○40% (1) ○20歳代男性30%、同女性55%、30歳代男性35%、同女性65%、40歳代男性45%、同女性70% (1)	○主食・主菜・副菜を組み合わせた食事 (6) ○野菜摂取量 (6) ○果物摂取量 (3) ○食塩摂取量 (2)	○特に重点的に取り組む目標に絞込んだため (1)
⑥ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加 (50%以上)	○45% (1)	○肥満者・肥満傾向児の割合 (9) ○野菜の摂取等栄養バランスの改善 (5) ○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 (3)	○県が目標に関するデータを保有していないため (3)
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加 (80%以上)	○65%以上 (1)	○子どもの時からよく噛んで食べる。 ・幼児の咀嚼やくや飲み込む機能を心配している3歳児の保護者の割合3%	○県が目標に関するデータを保有していないため (6) ○県の健康増進計画に目標を置いているため (3) ○意識に関する指標を重視しない方針であるため (2)

第2次基本計画の目標 (目標値)	国と異なる目標値	主な類似目標 (指標)	主な未設定理由
⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加 (37 万人以上)	—	○ボランティアの活動回数 (1) ○食育活動組織・団体数 (1)	○第1次の食育推進計画の段階で目標を達成したため (3) ○食生活改善促進員の活動が活発であるため (2)
⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加 (30%以上)	○75% (1) ○10% (1)	○都市農山漁村交流拠点施設の利用人口 (2) ○農業体験学習に取り組む小・中学校の割合 (2) ○グリーンツーリズム交流人口 (2) ○教育ファーム推進計画の策定率 (1) ○体験型教育旅行の実施小学校の割合 (1) ○市民農園の利用区画数 (1) ○地域連携体験活動実施小学校の割合 (1)	○県が目標に関するデータを保有していないため (6) ○第1次の食育推進計画の段階で目標を達成したため (1)
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加 (90%以上)	—	○県の情報提供に対する満足度 (1) ○県の取組の認知度 (1)	○県が目標に関するデータを保有していないため (7) ○食品の安全性の定義が曖昧なため (4)
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	○55% (1)	—	○第1次の食育推進計画の段階で目標を達成したため (7)

(注) 1 当省の調査結果に基づき作成した。

2 「③朝食を欠食する国民の割合の減少」は、子どもに関する目標について記載し、20 歳代から30 歳代男性に関する目標については記載していない。

3 第2次基本計画の目標のうち「学校給食における国産の食材を使用する割合の増加」は、平成25年12月に追加されたものであるため記載していない。

4 () 内は、該当する都道府県数である。